

令和7年度相談支援従事者現任研修募集要項

1 研修の目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得及び相談支援に従事する者の資質向上等を目的として、群馬県相談支援従事者研修事業実施要綱に基づき、相談支援従事者現任研修を実施する。

2 実施主体

群馬県

ただし、有限会社プログレ総合研究所に委託して実施します。

3 研修日(動画配信期間+演習3日間+OJT2回)及び会場

	日 程	会 場
講義 (動画配信)	10月23日(木)～11月7日(金)	
演習及び OJT	【A日程：40名程度】 <演習> 1日目：11月27日(木) 2日目：12月23日(火) 3日目：1月30日(金) <OJT> 1回目：11月28日～12月18日の間で1回 2回目：12月24日～1月27日の間で1回 【B日程：40名程度】 <演習> 1日目：12月9日(火) 2日目：1月19日(月) 3日目：2月19日(木) <OJT> 1回目：12月10日～1月15日の間で1回 2回目：1月20日～2月16日の間で1回	<演習> 県庁会議室 (前橋市大手町1-1-1) 群馬県高崎合同庁舎会議室 (高崎市台町4-3) <OJT> 後記「5 OJTの実施について」を参照 ※状況によって変更になる可能性があります

4 研修内容

研修は、別紙「令和7年度相談支援従事者現任研修カリキュラム」に基づき実施します。

5 OJTの実施について

令和2年度より、意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計

画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成する目的から、現任研修が新カリキュラムになったことに伴い、群馬県ではOJTを実施します。

実施方法は以下のとおりです。（受入れ先の調整は、実施主体が行う）

（１）OJTの受講先

- ①受講生がOJTを受ける場所は、受講生の勤務先住所の基幹相談支援センター（以下「基幹」という。）又は委託相談支援事業所（以下「委託」という。）となる。
- ②受講生が勤務していない場合は、受講生の住所地の基幹又は委託となる。
- ③OJT受入れ先の調整により、勤務先住所地の近隣市町村の基幹又は委託となる可能性がある。

（２）実施内容（予定）

１回目：受講生の課題に対するスーパーバイズ

２回目：地域の相談支援体制及び市町村（自立支援）協議会への参加等

※各OJTにおいて「インターバル報告書」を作成してもらいます。当報告書はOJT前後の演習において使用します。

（３）OJTの受講先の通知方法

受講決定時に、各受講者に対して受講先を通知します。

（４）実施日程・時間

【演習A日程の方】

令和7年11月28日～12月18日の間で1回

令和7年12月24日～ 1月27日の間で1回

【演習B日程の方】

令和7年12月10日～ 1月15日の間で1回

令和8年 1月20日～ 2月16日の間で1回

※各日程において、計2回（1回あたり2時間以上）実施

6 受講対象者

都道府県が行う相談支援従事者初任者研修を修了した者（令和7年度の初任者研修受講者及び平成31年度（令和元年度）以前の初任者研修修了者で現任研修未受講者を除く）のうち、「指定相談支援事業所等において相談支援事業に従事しており、一定の経験を有する者」。具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験その他これらに準ずる実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験その他これらに準ずる実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする（下表のとおり）。

【実務要件】

	回数	要件
要件1	1回目	過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験その他これらに準ずる実務経験があること
要件2	2回目以降	過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験その他これらに準ずる実務経験があること 又は現に相談支援業務に従事していること

※相談支援専門員については、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を

初年度として、5年度ごとの各年度の末日までに1回以上、相談支援従事者現任研修を修了する必要があります。

従って、例えば、令和2年度の初任者研修修了者で、令和3年度以降に相談支援従事者現任研修を修了していない方については、今回の現任研修を修了しないと令和8年3月末をもって相談支援専門員の資格が失効し、相談支援業務に従事する場合には再度初任者研修の受講が必要となります。

＜例＞令和2年度に初任者研修を修了。

令和7年度末までに「現任研修」を受講しなかった場合は、相談支援専門員の資格は失効。→相談支援専門員として従事する場合は、再度「初任者研修」の受講が必要。

令和2年度	令和3年度	→	令和7年度
初任者研修終了	初年度	→	5年度目

7 募集定員

受講者 80名（予定）

8 申込方法、提出期限等

令和7年9月22日（月）【消印有効】までに、次の（1）郵送及び（2）電子メールにより下記担当あてに提出してください。（郵送及び電子メールは両方必要となります）なお、同一事業所で複数の申込をする場合は、取りまとめて提出してください。封書には「現任研修申込書類在中」と朱書きしてください。

＜提出書類＞

※（1）郵送と（2）メール両方で提出すること。

いずれか一方の場合は、受理しないので、特に留意すること。

（1）郵送により、次の書類を提出する。

① 受講者推薦・申込書（様式1）

② 過去の修了証書の写し

（過去に受講した相談支援従事者初任者研修の修了証書と既に現任研修を受講したことのある場合は現任研修の修了証書の写し）

③ 返信用封筒（受講可否通知の送付に使用します。）

180円切手を貼った返信用封筒（角形2号 サイズ24cm×33.2cm）

返信用封筒には、返信先の住所、所属事業所名及び申込者名（複数の場合は代表者名）を明記すること。

※①から③が全て揃っていない場合には受理いたしません。

（2）電子メールにより「受講者推薦・申込書（様式1）」（エクセルファイル）のみを提出する。

※エクセルファイルのまま送信してください。（電子メールでの送付の際には押印は不要です。）

※電子メールの件名には、必ず「【現任研修】」及び「申込者名（事業所名）」を記載してください。

※ファイル名は「事業所名 受講申込書（様式1）」とし、提出してください。

※電子メールにより送信できない場合のみ、事前に下記担当あて連絡してください。

<受講申込にあたっての留意事項>

受講申込書に記載された氏名及び生年月日により修了証書を作成しますので、誤りのないように記載してください。

<群馬県及び委託先のホームページに申込書の様式等を掲載しております>

- ・群馬県

群馬県トップページ>健康・福祉>障害児・障害者>研修案内・ボランティア募集等>令和7年度相談支援従事者現任研修を開催します

URL : <https://www.pref.gunma.jp/page/604936.html>

- ・委託事業者

下記URLで検索

<https://www.omiya-fukushi.co.jp/>

藤仁館医療福祉カレッジHP > トップページ「群馬県令和7年度障害福祉従事者等研修」> 相談支援従事者現任者研修

9 申込先

(1) 郵送先

〒370-0045

群馬県高崎市東町70-11 1階

有限会社プログレ総合研究所

群馬県障害福祉従事者等研修事業担当あて

(2) 電子メール先

有限会社プログレ総合研究所

Eメール : g-shougai@omiya-fukushi.co.jp

10 受講費用および支払方法

(1) 受講費用

① 18,000円(受講費用)

② 3,410円(税込) 【改訂】障害者相談支援従事者研修テキスト(現任研修編2025年2月発行)代

※今年度より使用テキストが改訂版に変更となっておりますので、御注意ください。

テキストは、同じ所属で購入済みの場合などは、購入しないことも可能です。

テキストの申込方法は受講決定通知に同封します。

その他、研修に係る旅費、申込書の提出やテキスト発送に係る郵送料などは各事業所等が負担してください。

(2) 支払方法について

① 受講決定通知に同封する振込書にてお支払いください。なお、振込書の控えは、振込したことを証明するものになりますので、大切に保管してください。

② 受講決定通知に同封する案内に従ってお支払いください。

※研修の辞退、欠席、遅刻、修了の可否等による受講料の返金は致しません。

11 受講者の決定

群馬県が受講者を決定し、受講決定可否については、委託事業者より郵送します。

■ 発送予定日 : 令和7年10月14日(火)

※受講決定可否の通知が10月21日(火)の午前中を過ぎても届かない場合のみ、お手数

ですが、下記問い合わせ先まで連絡してください。

12 課題の提出

課題に関しては、受講決定時に別途通知します。

13 修了証書の交付

12に定める課題を提出し、研修の全てを修了した者について修了証書を交付します。

※原則として、修了証書の再発行は行わないので、紛失しないように留意すること。

14 研修修了者の市町村への情報提供について

群馬県では、県内における相談支援の提供体制の整備を推進し、相談支援事業所に従事する相談支援専門員の確保を図るため、同意の得られた受講者については、市町村へ当該市町村の区域内に所在する事業所に所属する本研修修了者の情報(所属法人名、事業所名及び修了者氏名)を提供しております。御理解と御協力をお願いします。

15 感染症対策

感染症の拡大防止の観点から、発熱、咳、全身倦怠感などの症状のある方は受講を控えてください。御協力をよろしくお願いします。

16 その他留意事項

(1) 原則として遅刻は認めません。天候や駐車場の混雑等を考慮し、早目の対応をお願いします。

(2) 原則として受講中の退席は認めません。なるべく休憩時間に対応するほか、体調不良などの場合は係員等に相談してください。

(3) 原則として講義(動画含む)の録音、録画、撮影は禁止します。

(4) 著しく受講態度が悪い(私語、居眠り、携帯電話の使用等)方は、修了と認めませんので、注意してください。

(5) OJTを2日間受けることは必須です。OJTを受講せずに、講義及び演習を受講しても修了と認めません。

(6) 演習中の飲食は禁止となります。

(7) 演習会場内はすべて禁煙です。

(8) 座席の配慮等が必要な場合は、事前にご相談ください。

(9) ゴミのお持ち帰りに御協力ください。

<受講申込書の送付先及び研修に関する問い合わせ先>

〒370-0045

群馬県高崎市東町70-11 1階

有限会社プログレ総合研究所

群馬県障害福祉従事者等研修事業担当

電話番号：027-330-2690

FAX：027-327-0801

Eメール：g-shougai@omiya-fukushi.co.jp